

令和6年8月29日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社志賀建設に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社志賀建設	福島県石川郡石川町字屋敷入 63

2 指名停止措置期間：

令和 6 年 8 月 29 日～令和 6 年 12 月 28 日（4 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

元社員及び元取締役が、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 6 年 4 月 30 日及び同年 5 月 21 日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年 5 月 21 日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、貴社の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約 42 万円相当の物品を提供したとして、同年 6 月 10 日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境会第 9 号大臣官房会計課長通知）別表第 2 第 3 号及び第 8 号に該当する。

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第 2 - 抜粋 -

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員 イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 4 ヶ月以上 12 ヶ月以内 2 ヶ月以上 6 ヶ月以内

<p>ウ 使用人</p> <p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>8. 次のア又はイに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員</p> <p>イ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>1ヶ月以上3ヶ月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
--	--